

平成 18 年 12 月 15 日

高松市国民保護計画（素案）について提出された意見とそれに対する市の考え方

担当課
庶務課防災対策室
電話：839-2184

平成 18 年 11 月 1 日から 1 ヶ月間、高松市国民保護計画（素案）について行ったパブリックコメント募集では、市民 2 人、1 団体より 5 件の御意見が寄せられました。御意見をいただきありがとうございました。

寄せられた御意見とあわせ、市の考え方を下記のとおり公表します。

	御意見（要約）	市の考え
総論		
国民の協力		
1	<p>国民保護計画や武力攻撃事態等に対しては、思想・信条に基づく協力の拒否も当然認められるべきと考えるがそのことが明記されていない。</p> <p>「自発的な意思により必要な協力をするよう努める。」という規定だけでは不十分であり、協力や訓練への参加などを強制しないことを明記するべきである。</p>	<p>国民保護法第 4 条第 2 項に規定するとおり、国民の協力は、その自発的な意志によるものでなくてはならず、また、協力要請が強制になるようなことがあってはならないと理解しています。</p> <p>また、国民保護措置に係る訓練については、国民保護法第 42 条において、指定行政機関等と共同して行うよう努めなければならないと規定されており、訓練への参加についても自発的な協力を求めることとしております。</p>
2	<p>国民保護の大儀をかざして、戦争への危機感を煽る行動は厳に慎むべきと考える。まして、行政が恣意的に市民を動員することや、個人の権利を抑えるようなことがあってはならない。</p> <p>市民に有事を想定した訓練を強要しないよう強く求める。</p>	
無防備都市宣言		
3	<p>国民保護を真剣に考えるなら、平和憲法を有する日本であるからこそ、高松市として「無防備都市宣言」を策定し、世界に発信する方が現実的と考える。</p>	<p>ジュネーブ諸条約の第一追加議定書においては、紛争当事国による占領のために開放し、特別な保護を受ける地域として、「無防備地区宣言」の規定がおかれていますが、その宣言は当該地域の防衛に責任を有する国において行われるものであり、地方公共団体が「無防備地区」の宣言を行うことはできないものと理解しております。</p>

総論その他	
4	<p>有事の（戦争）の対策でなく，自然災害への防災対策を急ぐべきと考える。</p>
	<p>自然災害への防災対策につきましては，本市地域防災計画に基づき，防災対策を総合的かつ計画的に推進することとしております。</p> <p>一方，一昨年9月に国民保護法が施行され，武力攻撃等の事態が発生した場合には，国・県・市・関係機関などが連携協力し，国民保護のための措置を行うこととなり，あわせて，国民の保護に関する計画の作成が義務付けられました。</p> <p>市としては，引き続き，市民の皆様へ国民保護計画について御理解をいただけるよう取り組んでいきたいと考えています。</p>
5	<p>市民に対する，計画に関する説明会などは実施するのか。</p>
	<p>国および県と連携しつつ，住民に対し，「広報たかまつ」を始め，パンフレット，テレビ，インターネット等の様々な媒体を活用して，国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに，住民向けの市政出前ふれあいトークや講演会等を実施するなど，国民保護に関する住民への周知に努めてまいります。</p>